

届出を爲したる非鐵鋼工作物（第十八條の一部及十九條に掲ぐるもの）もその儘自由にその工事を續行していゝが唯從來の規則の「用途變更」、「許可申請の際の記載事項の變更」に關する規定の適用を受けるのである。

以上新規則に關する極く簡単な概貌だけを説明したのであるが、結局此の規則の持つ重要性と複雑性とに鑑み特に道府縣廳に於ては關係部課が密接なる連絡を保ち規則の圓滑なる運營が期し得られるやう努めることが何よりも肝要

な事であらう。而して本規則に基づく築造許可が現下の時局下眞に戰力増強上緊急措き難き重要工事（例へば軍事上、防空上、生産擴充上、國民生活安定確保上緊要なるもの）に集中し資材も人も技術もすべてその線に沿ひて高度の重點主義に依り活用される事が最も望ましい事であらう。苟くも一廻のセメントも一廻の鐵もそれが使用される以上何等かの形にて直ちに現戰局の戰力増強に役立つのだと言ふのが眞の戦ひの姿であらう。（終り）

改正土地工作物管理使用收用令の解説（一）

岸 本 喜 代 治

支那事變より大東亞戰爭に發展し、今時の戰争は單なる武力と武力との鬭争にあらずして、國民齊しく總動員體制の下に戰時體制より決戰體制、更に必勝體制へと進み敵米

英に對し是が非でも完勝せねばならぬ。自由主義思想、自由經濟思想より脱して必勝體制の確立を期せねばならぬ。茲に於てか義に立法に於ても、國家總動員法の制定を見

るに至り、之に基きて企業統制、労務統制、物資統制、資

金統制、物價統制、貿易統制、交通運輸統制等に關する幾

多の勅令の實施を見るに至れり。

國家總動員法第十三條第三項に依り昭和十四年十一月二

十九日勅令第九〇二號を以て土地工作物管理使用收用令の

實施を見たり、然れども本令に依り土地又は家屋其他の工

作物を管理し、使用し、收用し得るものは獨り主務大臣の

みに限られ其の適用範圍狭きに失し、現時局下國家目的遂

行上之が改正の要望切なるものありたる所本年三月十三日

勅令第一二三號を以て本令並施行細則（閣令）の改正によ

り民間人たる事業主も所定の申請手續に依り使用權、收用

權を設定せらるゝこととなり、其の適用範圍を擴大し一段

と非常時性格及重要性を帶びるに至つた。

此の勅令改正を機會として大膽にも淺學菲才を顧みず其の解説を項を分ち筆を進めんとするものである。

幸にして諸彦の御批判御指導を得ば望外の望みとするところである。

目 次

一、管理、使用、收用の目的

(一) 政府の場合

(二) 事業主の場合

二、権利の主體及内容

(一) 收用

(二) 管理

三、當事者

四、権利の客體

五、権利の設定及手續

六、権利の設定の廢止、取消

七、效果

(一) 引渡

(二) 権利の得喪及停止

(一) 收用の場合

(二) 使用の場合

(三) 損失の補償

(イ) 損失補償額の範囲

(ロ) 損失補償請求の時期

(ハ) 補償金の擔保及供託

(四) 損失補償金の決定機關

(五) 擴張收用

(イ) 残地收用

(ロ) 地上物件の收用

(ハ) 完全收用

八、不用、拂下及優先買受

九、監督

一〇、本令と現行土地收用法との比較

(一) 手續の簡易化

(二) 権利の種類及客體の相違

(三) 損失補償金請求の時期

(四) 訴願訴訟

一、管理、使用、收用の目的

土地工作物管理使用收用令（以下令と稱す）は國家總動員法（以下法と稱す）第十三條第三項に依り戰時又は戰爭に準ずべき事變の場合に於て國防目的達成の爲に總動員上必要な業務を遂行する爲土地、家屋其の他の工作物が必要缺く可からざるものなるに拘らず、私法上の契約を以て之を取得することを得ざる場合、其の土地又は家屋其の他

政府及事業主の總動員業務を擧げれば

の工作物（以下工作物と稱す）の所有權を強制的に取得し又は制限し、或は管理し、而して戰時下必要なる國家目的の遂行を達せんとする法制度である。斯の如く所有權の強制取得又は制限を爲す本令は、法律に依り所有權を保障する制度の下に於て始めて其の存在が考へらるべきものである。

而して本令は現行土地收用法の場合と同じく法律の根據に基く憲法第二十七條の所有權不可侵に對する例外の場合に該當するものにして、この強制的な所有權の取得又は制限は國防國家目的を達成する爲に必要な總動員業務を遂行する場合に適用せらるゝのである。

この總動員業務は政府が執行する場合と事業主が執行する場合とによりて區別せられ、政府に在りては法第三條に列舉する業務を謂ひ、事業主の場合は令第二條ノニにより本令施行細則（以下閣令と稱す）第一條の規定するところである。

(一) 政府の場合

(1) 総動員物資の生産、修理、配給、輸出、輸入又は保管に關する業務

(2) 國家總動員上必要なる

(イ) 運輸又は通信に關する業務

(ロ) 金融に關する業務

(ハ) 衛生、家畜衛生又は救護に關する業務

(ニ) 教育、訓練に關する業務

(ホ) 試験研究に關する業務

(ヘ) 情報又は啓發宣傳に關する業務

(ト) 警備に關する業務

(3) 以上の外勅令を以て指定する國家總動員上必要なる

業務

之を見るに業務とは誠に廣い概念であつて、國家目的遂行上軍事のみならず、日常生活の部面に迄も及び得るものにして、尙列舉業務の外に必要なる業務は勅令を以て指定し得る規定を設け、現に昭和十四年七月五日勅令第四百四

十三號を以て「軍事上特に必要なる土木建築に關する業務」及「證券の生産に關する業務」「從業者の住宅の供給に關する業務」が指定されて居る。

國家總動員法にては凡て政府なる語を使用して居るも、政府なる語は從來種々なる意義に用ひられ、國務大臣を指稱し、或は行政機關たる内閣總理大臣を謂ひ又は内閣を意味する場合もあり、又國と同意義に用ひられる場合もある。本令に於ける政府なる語は國を行政主體の點より見たるものにして、國と謂ひ、政府と謂ふも此の場合、畢竟同一意義に解するを妥當と思料し、本稿に於ては國家總動員法並本令に従ひ政府なる語を用ふることとした。

(二) 事業主の場合

(1) 工場事業場管理令に依る政府の管理に係る工場事業場に於て行ふ管理の目的たる業務

(2) 前號に掲ぐるものを除くの外軍用に供する物資の生産、修理、配給又は保管に關する業務

(3) 第一號に掲ぐるものを除くの外軍用に供する物資の

生産又は修理に要する機械器具、原料、材料又は燃料の生産に關する業務

(4)前三號に掲ぐるものを除くの外鐵鋼、石炭、輕金屬、

船舶若は航空機の生産に關する業務又は國家總動員

上特に必要なる運輸若は電力供給に關する業務

(5)前四條に掲ぐる業務に從事する従業者の住宅の供給に關する業務

(6)前各號に掲ぐるものを除くの外内閣總理大臣の指定する總動員業務

(1)に在りては法第三條の總動員業務（政府の場合に述べたる業務）に屬する工場、事業場にして工場事業場管理令に依り政府の指導監督を受けて居る場合の當該業務を謂ふ。例へば醫藥品製造工場が政府の管理工場たる場合其の醫藥品製造業務を謂ふものなり。

(2)は(1)以外の軍用に供する物資の生産、修理、配給又は保管を目的とする業務なりと雖も米、砂糖等の如く軍用に供せらるべきもあり、或は我等日常生活にも供し得らるべき性質の物資にては其の用法、用途に依り軍用たると一般民需用たるの區別を生じ、其の限界困難なり。軍用に供するとは軍の註文（下請の場合を含む）により生産、修理、配給又は保管することを目的とする業務を謂ふ。(3)は(2)の物資の生産、修理に要する原料とか材料或は燃料、機械器具の生産を目的とする業務を謂ひ。(4)は本年三月十七日勅令第一三三號戰時行政職權特例第一條の超重要物資たる五品目即ち鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機の生産を目的とする業務及人、物資の輸送たる運輸を目的とする業務、

電力供給を目的とする業務を謂ふものなれども運輸、電力供給を目的とする業務に付ては特に總動員上心要なるものに限らるべきを以て事業主の申請により、所管大臣之を決定する場合は特に慎重なる態度を以て總動員上特別必要ならざる限り現行土地收用法を適用せしむべきを妥當なりとす。(5)は(1)～(4)に掲ぐる業務に從事する従業者即ち労務者の住宅を供給するを目的とする業務を謂ひ。例へば住宅營團が前掲業務の労務者住宅を建築する場合等適用あるもの

なり。住宅營團は營團法第十七條に依り土地收用法を適用し得るものなれども右要件を具備する場合は本令に依り收用を爲し得ることとなつた。(6)は右の外必要ある場合は内閣總理大臣が總動員業務を指定し得ることとし、彈力性の規定を設けて居る。

以上政府と事業主の總動員業務に付略述したるも、右は例示的規定にあらずして制限的規定なり。此等の業務は本令の適用せられ得べき業務にして、其の執行上私法上の契約を以て土地、工作物の所有權、使用權又は管理權を取得することを得ざる場合に於て本令の適用あるものなり。該

當業務にあらざれば本令の適用あるものにあらず。
現行土地收用法第二條の事業の種類に相應するものなり。

二、權利の主體及內容

本令に依り強制的に土地、工作物の所有權を取得し又は制限をする、斯の如き行爲を爲し得る法上の力を收用權と呼ぶときは茲に收用權の主體如何の問題を生ずる。

收用權の主體に就ては現行土地收用法の場合學說必しも一致せず。或はこれを起業者なりとし、或は常に國家なりとす。後者を通説とし、之を要約すれば、土地收用に依り特定の所有權が國家に歸屬すると、或は公共團體に歸屬する。而してこの權利の本質は國家的公權である。筆者もその作用は行政處分なるを以て收用權の主體は行政權の主體である。斯の如き權力行爲の主體は國家以外に存し得ないものであるから、收用權の主體は常に國家なりと云ふのである。而してこの權利の本質は國家的公權である。筆者も通説を正當なるものと信ずるものである。

然るに本令の基く所の法第十三條第三項には「政府は……勅令の定むる所に依り……總動員業務を行ふ者をして……使用若は收用せしむることを得」と規定し、明に事業主をして收用せしむ、即ち事業主が收用權の主體たることを規定せり。而して政府はこの國家的公權たる收用權を事業主に授權するが如く一應見ゆるものなるも、「勅令の定むる所」即ち令第二條ノ二及同第三條ノ二の規定により總動員業務を行ふ者の申請に依り、政府は之に對して收用を必要

とする者に對し收用權を設定するものである。而してこの主體たる地位を得るものにして、收用權に依るものにあらず。

この設權行爲は法に依りて認められたるものにして、且創設的設權行爲なり。この設權行爲に依りて事業主は直ちに收用權の主體たる地位を得るものにして、收用權に依るものにあらず。

地位は即ち法に依りて與へられたるものなり。政府は國家

的公權たる收用權を事業主に授權し、而して事業主は其の授權に基き收用權の主體となるにあらず、其の間授權或は委任等の如きものゝ存在することなし。

又政府が收用する場合に於ても政府は前述の如く國家的公權を保有するものなるが故に當然其の主體たるものなり

と雖も、法上に於て認められたる收用權を何等の手續を要せず只令書の送達に依りて收用權の主體たり得るはこれ亦直接法に依りて與へられたるものなりと解するを得べし。

國家總動員法は現行土地收用法と大いに異なる構想の下に、立法制定せられたるものにして、別個な收用理論及手

續を探りたるものなるが故に現行土地收用法等の從來の解釋理論を以てしては、ときには之を解し得ざるものありと思料するものである。

斯の如く徵收し得る法上の力を收用權と呼び論述したるも、狹義に於ける内容たる收用、使用並管理に就き略述することとする。

(一) 收 用

總動員上必要なる業務の爲土地、工作物の所有權を其の權利者の意思に依らず、強制的に收用權者たる政府又は事業主に歸屬せしむるを謂ふものにして、所有權は民法第二百六條の規定するところのものなり。

(二) 使 用

總動員上必要なる業務の爲に土地、工作物の所有權の取得を必要とせず、所有權は依然所有者に歸屬せしめ、或る期間所有權中の使用權能を強制徵收することを謂ふものにして、所有權の制限に外ならないのである。

(三) 管 理

現今管理なる語は労務管理、食糧管理、企業管理、電力管理等廣く用ひられ、私法上と公法上とに於ても自ら同じ管理の語も意義を異にし、又公法上に於ても法令或は行政行為の性質に依りて各意義を異にして居る。工場事業場管理令に於ける管理は指導監督の支配關係を意味するも、令第一條第二項に「管理とは権利の制限を謂ふ」と規定せるを以て、本令に謂ふ所の管理は總動員上必要なる業務の爲めに土地、工作物に存する権利を制限することを謂ふのである。存する権利とは所有權・地上權・地役權、永小作權、

擔保物權等の物權のみならず、借地權、借家權等の如きも包含する。

而して此等権利に對し所定の期間中一定の制限を加へることを謂ふものにして、例へば一定期間特定の土地の所有權を制限して建物の建築を禁ずるが如きを謂ふものなり。管理は政府のみ爲し得るものにして事業主は管理者たることを得ない(法第一三條第三項)。

三、當事者

本令は前述の如く總動員業務の爲必要なる土地、工作物の ownership 又は其の使用權能を徵収し又は之に存する權利を制限するものにして、之が權利を取得する政府又は事業主と、これに因りて權利權能を徵收制限せらるゝ所有者は常に當事者として存在するは勿論、尙所有者以外に直接損失を蒙る所有權以外の權利を有する者を關係者とした。

政府が總動員業務を執行する場合は直接其の事業主體たる官廳は主務大臣にして、主務大臣が政府の總動員業務を執行する官廳である。

本令に謂ふ所の主務大臣は官制又は法令の規定に依る特定の行政事務に付直接總動員業務を執行する大臣を謂ひ、例へば衛生に付き總動員業務を行ふ主務大臣は厚生大臣、教育訓練に付ては文部大臣が主務大臣なるものとす。

然れども本令第二十六條を以て特別規定を設け、軍機保護上其の他軍事上特に必要ある土地又は工作物の管理、使用、收用に付いては其の業務が他の主管大臣の行政事務に屬する業務なるときと雖も陸、海軍大臣を以て主務大臣と

することとした。

朝鮮にては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、樺太は樺太廳長官、南洋群島は南洋廳長官が主務大臣としての職權を行ふものなり。但し軍機保護上又は軍事上特に必要な場合は前述の場合と同じく陸、海軍大臣が此等の場合も主務大臣たるものとす(令第二十六條第三項)。

而して主務大臣又は事業主及所有者、關係者の此等當事者は種々なる手續に參加し、一定の權利を取得し又は一定の義務責任に任せしめたり、これに就ては順次後述することとする。

こゝに問題となるは所有權又は所有權以外の權利にして登記せざるものに付てば之を所有者又は關係者として認めざるや否やに付現行土地收用法上に於ても學說一致せざるものなるも通説に従ひ、必しも登記を要せざるものと解し事實上眞に權利者なる場合は之を所有者又は關係者として認むべきを正當なりと信ずるものである。

土地又は工作物の所有者又は關係者は後述の如く令書の

送達又は通知、公告に依りて被收用者としての地位が確定せられるものなれども、送達又は通知、公告の後たりと雖も既存の權利にあらざる新なる權利を設定せざる限り、其の權利の一般承繼人又は特定承繼人たるを問はず承繼人として之を認むるを至當なりとす。此の場合所定の形式を以て權利關係の變更を届出爲さしむることとした(閣令第一條ノ三)。

本令には所有者及關係者の權利の承繼に就ては規定あるも、事業主に就ては現行土地收用法第三條「起業者の權利義務は事業と共に其の承繼人に移轉す」の如き規定無きを以て本令は之を認めざる法意なり哉疑あり。議論の餘地あるものとす。

而して事業主の業務たる事業の承繼を認めざるものとすれば、一身專屬の身分權ならざる財產權の承繼は民法の認むる原則にして、之に反するは勿論、自然人たる事業主には必然に相續の問題も生ずるは可能なる事にして、又法人たる會社に於ても企業統制に因りて合併、又は其の他の事

情によりて権利の譲渡あるは嚴存する事實なり、此を以て使用の場合は令第七條ノ二の「業務の存續を必要とせざるに至りたるとき」として所有者に返還し、又收用の場合は令第十八條の「不用に歸したるとき」として舊所有者に優先買受權を認むるは事實を無視せるも甚しきものと謂はざるべからず。又本令に依り強制的に所有權を取得し、又は使用權能を徵收するは單なる目的の爲ならずして、國家目的たる總動員業務執行上必要なるが爲なり。又此に對し所管大臣は令第二十條により報告を徵し、又は現場に臨檢し或は帳簿書類の検査を爲し得る監督權あるものなれば権利の承繼、譲渡ある場合は適當なる措置を講ずるを得べく、存續の適當なるものなるに於ては、被收用者の場合と同じく既存権利の承繼を認むるは本令適用の目的より見るも、又事業主保護の點より之を見るも妥當なるものと信ず。然らずして又この承繼の事實を本令に依らざるものとせば、被收用者が令第十八條に依りて認められたる所の不用に歸したる場合に於ける優先買受權を失ふこととなりて不都合

の結果を生ずることゝなる。

本令による手續の所有者又は關係者に對する效力として令第二十三條に「本令又は本令に基きて發する命令の規定に依り爲したる手續其の他の行爲は土地又は工作物其の他の物件の所有者又は關係者の承繼人に對しても其の效力を有す」と規定せるは、蓋し、若し然らずして、事業者（主務大臣、事業主）又は所管大臣が一旦適法の手續又は行爲を爲したるに拘らず、後に至りて賣買、相續等により所有者又は關係者に異動を生じたる爲に其の手續又は行爲の效力に何等かの影響あるものとすれば、遂に其の目的を達することを得ざるに至るからである。

四、権利の客體

收用、使用又は管理し得る此等の権利の客體は土地又は家屋其の他の工作物なり（法第一三條ノ第三項、令第一條）。土地に付ては民法上の概念に依るべきものにして、其の説明は本稿に於ては省略す。家屋は人の居住を目的とする建築物にして、工作物は人爲的労作を加へて設備された

る一切の物を謂ひ。建物も之が工作物の範疇の中に入るべきものなり。法令には土地又は家屋其の他の工作物とあるを以て其他の工作物も亦土地、家屋と同じく不動産の概念たる土地の定着物たる觀念に於て解するを妥當とするならん。例へば隧道、埠頭、無電塔の如きものを謂ふ。

本令に謂ふ所の土地、家屋、其の他の工作物は單なる物的材にして、それが工場、事業場の有機的組成物たる場合は含まず。此の場合に於ける強制的な所有權の取得又は使用は工場事業場使用收用令に依るべきものにして、本令の適用あるべきものにあらず。

五、権利の設定及手續

政府が總動員上必要なる業務(法第三條前掲参照)を執行する爲必要なる土地又は工作物を管理し又は使用し、收用せんとする場合は主務大臣は内閣總理大臣に協議せねばならない。(令第二條)事業主の場合は先きに説明したる總務官第一條前掲参照)に該當する業務を執行するに必要な土地又は工作物を使用又は收用せんとする時は所

定の申請事項(閣令第一條ノ一)を記載したる申請書を所管大臣に申請するを要するものである。而して所管大臣は申請に依り必要あるものと認めたる時は内閣總理大臣と協議の上使用權、收用權を設定するものなり。(令第二條ノ二)この所管大臣の設定は事業主の申請に拘束せらるゝことなく、設定するや否やは自由裁量に依り決定し得る行政處分なり。

本令に謂ふ所の所管大臣は官制又は法令の規定による特定の行政事務に關する總動員業務を主管する大臣を謂ひ。

例へば總動員業務たる鐵鋼に關する業務に付ては商工大臣電力供給の業務に付ては遞信大臣に、事業主は申請書を提出するものとす。

然れども所管大臣に付き令第二十六條第二項を以て特別規定を設け(一)工場事業場管理令に依り政府の管理に係る工場又は事業場に必要な土地又は工作物の使用、收用に關しては當該工場又は事業場を管理する大臣が所管大臣なりとし。(二)從業者の住宅に必要な土地又は工作物の使

用又は收用に關しては凡て厚生大臣を以て所管大臣なりとする規定を設けたり。

即ち其の業務が他の主管大臣に屬する場合に於ても管理工場、管理事業場に於て土地、工作物を收用せんとする場合は其の管理大臣が所管大臣なるものなり。例へば特定の製鐵工場を陸軍大臣が管理する場合、其の工場擴張の爲土地を收用せんとする時は其の業務の主管大臣たる商工大臣が所管大臣にあらずして、管理大臣たる陸軍大臣が所管大臣なるを謂ふものなり。又總動員業務に關する業務に從事する従業者の住宅は其の業務の所管大臣の如何を問はず厚生大臣が所管大臣なりとするものである。

朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島に於ては夫々朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官、南洋廳長官が所管大臣の職權を行ふものとす。但し管理工場、事業場の管理大臣が陸、海軍大臣なる時は陸、海軍大臣が此等の場合も所管大臣たるものなり(令第二十六條第三項)。

主務大臣が内閣總理大臣と協議し、管理又は使用、收用す

ることに決定したる時は所定の形式を具備せる管理令書、使用令書又は收用令書(令第五條)を所有者に送達することを要す(令第三條)。所管大臣は内閣總理大臣と協議し、事業主の總動員業務執行上使用又は收用するの必要あるものと決定したる時は所有者に對し所定の形式を備へる使用令書、收用令書を送達することを要す。此の場合申請者たる事業主に對しては設定書並に所有者に送達せる令書の謄本を添附送付す(令第三條ノ一)。

主務大臣、所管大臣は其の所有者知れざる爲に令書の送達不能又は送達するに著しく多くの日數を要し又は著しく送達困難なる場合等は急速なる業務執行に支障を來す虞あるが爲に、此の場合は占有者に送達するを以て足ることゝした(令第三條、同第三條ノ二第三項)。

尙所有者、占有者共に知れざる場合は軍機保護上特に支障ある事項を除き官報に公告するを以て令書の送達に代へることゝした(令第三條、同第三條ノ二第三項)。

主務大臣又は所管大臣は前述の令書の送達又は公告を爲

したる時は遅滞なく、令書の送達を受けなかつた土地又は工作物若は權利の対象たる土地に在る工作物其の他の物件の所有者、關係者（所有權以外の權利者）にして判明したる者には之を通知すると共に、前述の令書の送達不能の爲

に官報に公告したる場合又は軍機保護上特に支障ありと認めらるゝ場合を除くの外、官報に公告することを要するものである（令第四條）。

この令書の送達、通知又は公告に依りて權利關係は確定する。即ち事業者（主務大臣、事業主）事業主の場合は其の所管大臣、所有者及關係者が確定し、土地又は工作物が特

定せられ、管理、使用又は收用の目的が確定し、管理、使用の方法、其の時期、期間及收用の時期が決定するのである。この令書の送達、通知又は公告ありたる後は其の效果として

（イ） 所有者及關係者は一定の原狀保存義務を負擔し、管理、使用又は收用に支障を及ぼす虞ある場合は主務大臣の許可を、事業主の場合は事業主の承認を受けざる限

り土地、工作物の形質を變更し、工作物を收去し、工作物の效用を害する行爲を爲すことが出來ないのである（令第六條）。

（ロ） 所有者又は關係者より權利の承繼を受けたる場合は權利關係に移動を生ずるを以て、承繼人は所定の形式を備へる通知書を以て主務大臣又は事業主に通知することを要するものである（閣令第一條ノ三第一項）。

事業主は權利の承繼人よりこの通知書を受けたるときは遅滞なく所管大臣に届出を爲さねばならない（同條第二項）。

閣令第九條ノ四によりて、本令により事業主より所管大臣に提出する書類は凡て當該土地、工作物の所在地の地方長官を經由するものとす。事業主より所管大臣に提出する書類は地方長官を經由するのみならず、所管大臣より通知、送達する場合も同じく地方長官を經由するものなり。

朝鮮に在りては道知事、臺灣は州知事又は廳長、樺太

は廳長官、南洋群島は廳長官が本令の地方長官の職務を行ふものである(令第二十六條第四項)。

土地工作物管理使用收用令

(昭和一四、一二、二九、勅令第九〇二號)
(改正同一八、三、一三、勅令第一二三號)

(註側點一部ハ改正ノモノ)

第一條

國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十三條第三項ノ規定ニ依ル土地

又ハ家屋其ノ他ノ工作物(以下工作物ト稱ス)ノ管理、使用又ハ收用ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條

政府ハ行フ總動員業務ニ必要ナル土地又ハ工作物ヲ管理、使用又ハ收用セントスルトキハ主務大臣内閣總理大臣ニ協議スベシ

第三條

前項ノ場合ニ於テハ所管大臣ハ當該土地又ハ工作物ノ所有者ニ對シ使用令書又ハ收用令書ヲ送達スベシ

第四條

前條ハ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第一項ハ設定書ニハ前項ハ令書ハ體本ヲ添附スベシ
主務大臣又ハ所管大臣前二條ノ送達又ハ公告ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク當該土地若クハ工作物又ハ當該土地ニ在外工作物其ノ他ノ物件ノ所有者及此等ニ付所有權以外ノ收用權ノ設定ヲ申請スベシ
所管大臣前項ハ申請ニ基キ使用權又ハ收用權ノ設定ヲ爲サントスルトキハ内閣總理大臣ニ協議スベシ

第三條 主務大臣土地又ハ工作物ヲ管理、使用又ハ收用セントスルトキハ當該土地又ハ工作物ノ所有者ニ對シ管理令書、

使用令書又ハ收用令書ヲ送達スベシ但シ所有者知レザル場合又ハ送達ニ著シク多クノ日數ヲ要スル場合其ノ他所有者ニ送達スルコトヲ得

ニ對シ送達スルコトヲ得

主務大臣前項ノ規定ニ依リ送達ヲ爲スコト能ハザルトキハ軍機保護上特ニ支障アル事項ヲ除クノ外官報ニ公告シ

送達ニ代フルコトヲ得

主務大臣第二條ハ第一項ハ申請ニ基キ使用權又ハ收用權ハ設定ヲ爲シタルトキハ申請者ニ對シ設定書ヲ送

付スベシ
前項ノ場合ニ於テハ所管大臣ハ當該土地又ハ工作物ノ所有者ニ對シ使用令書又ハ收用令書ヲ送達スベシ
前條ハ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第一項ハ設定書ニハ前項ハ令書ハ體本ヲ添附スベシ
主務大臣又ハ所管大臣前二條ノ送達又ハ公告ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク當該土地若クハ工作物又ハ當該土地ニ在外工作物其ノ他ノ物件ノ所有者及此等ニ付所有權以外ノ收用權ヲ有スル者(以下關係者ト稱ス)ニシテ知レタルモノ(令書ノ送達ヲ受ケタル者ヲ除ク)ニ對シ之ヲ通知シ

且前二條ノ公告ヲ爲シタル場合及軍機保護上特ニ支障アル場合ヲ除クノ外之ヲ官報ニ公告スベシ

第五條

令書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一、管理、使用又ハ收用スル主務大臣名又ハ事業主名及所管大臣名

二、令書ノ送達ヲ受クベキ者ノ名

三、管理、使用又ハ收用スベキ土地又ハ工作物ノ種類、範囲及所在ノ場所

四、管理、使用又ハ收用ノ目的及管理又ハ使用ノ方法

(軍機保護上特ニ支障アル事項ヲ除ク)

五、管理若クハ使用ノ時期及期間又ハ收用ノ時期

六、第二十一條ノ規定ニ依リ所管官署ノ長又ハ地方長官ヲシテ第六條、第九條又ハ第十六條ノ規定ニ依ル主務大臣又ハ所管大臣ノ職權ヲ行ハシムル場ニ於テハ其ノ旨

七、其ノ他必要ト認ムル事項

第六條

第三條乃至第四條ノ送達、通知又ハ公告アリタル後ハ當該土地又ハ工作物ノ所有者及關係者ハ管理、使用又ハ收用エ

又ハ事業主ハ承認ヲ受クルニ非サレバ當該土地又ハ工作物ノ形質ヲ變更シ、當該工作物ヲ收去シ其ノ他當該土地又ハ工作物ノ效用ヲ害スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第七條

第七條ハ二

主務大臣第三條ノ送達若ハ公告ヲ爲シタル後管理、使用若ハ收用ノ時期前ニ至リ當該土地若ハ工作物ノ全部若ハ一部ヲ管理、使用若ハ收用セザルモノト決定シタルトキ又ハ管理若ハ使用ノ時期以後其ノ期間満了前ニ當該土地若ハ工作物ノ全部若ハ一部ノ管理若ハ使用ヲ廢止スルトキ

キハ其ノ旨ヲ内閣總理大臣ニ通知スベシ

前ニ於テ當該土地若ハ工作物ノ全部若ハ一部ハ使用若ハ收用ヲ必要トセザルニ至リタルトキ又ハ使用ノ時期以後其ノ期間満了前ニ當該土地若ハ工作物ノ全部若ハ一部ニ付使用權ノ存續ヲ必要トセザルニ至リタルトキハ所管大臣ニ對シ其ノ旨ヲ届出ツベシ

前項ハ届出アリタルトキ其ノ他所管大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ當該土地又ハ工作物ノ全部又ハ一部ニ付使用權又ハ收用權ノ取消ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ所管大臣ハ其ノ旨ヲ内閣總理大臣ニ通知スベシ

第七條ハ三

第三條乃至第四條ノ規定ハ第七條及前條第二項ハ場合ニ之ヲ準用ス

使用又ハ收用スベキ土地又ハ工作物ノ所有者及占有者ハ

ハ事業主ニ引渡スペシ

前項ノ規定ハ當該土地又ハ工作物ニ付強制執行手續、國

稅徵收法ニ依ル強制徵收手續ノ他此等ノ手續ニ準ズベ

キモノノ進行中ト雖モ其ノ適用ヲ妨ゲズ

第九條

主務大臣ハ當該官吏ヲシテ使用又ハ收用スペキ土地又ハ

工作物ノ引渡ヲ受ケシムモノトス

第十條

當該官吏又ハ事業主土地又ハ工作物ノ引渡ヲ受ケタルト

キハ受領調書ヲ作り引渡ヲ爲シタル者ニ之ヲ交付スペシ

當該官吏又ハ事業主前項ノ規定ニ依リ受領調書ヲ占有有

ニ交付シタル場合ニ於テハ遲滯ナク所有者ニ其ノ謄本ヲ

送付スルモノトス

第十一條

土地又ハ工作物ヲ管理又ハ使用スル場合ニ於テハ管理

又ハ使用ノ時期ニ於テ政府又ハ事業主其ノ權利ヲ取得シ

其ノ他ノ權利ハ管理又ハ使用ノ期間其ノ行使ヲ停止セラ

ル但シ管理又ハ使用ヲ妨ガザルモノハ此ノ限ニ在ラズ

土地又ハ工作物ヲ收用スル場合ニ於テハ收用ノ時期ニ於
減ス

第十二條

政府土地又ハ建物ヲ本令ニ依リ收用シタル場合ニ於ケ
ル所有權移轉ノ登記ハ主務大臣遲滯ナク之ヲ登記所ニ嘱
託スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ嘱託書ニ收用令書及

土地又ハ建物ニ關スル受領調書ノ謄本ヲ添付スルコトヲ

要ス

事業主土地又ハ建物ヲ本令ニ依リ收用シタル場合ニ於ケ

ル所有權移轉ノ登記ハ當該事業主ノミニテ之ヲ申請スル

コトヲ得其ハ申請書ニハ前項ハ書類ヲ添附スベシ

不動產登記法第二百三條二項、第二百三條ノ二及第二百四十九

條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條

國家總動員法第二十七條ノ規定ニ依リ補償スペキ損失

ハ管理、使用又ハ收用ニ關スル處分ニ因ル通常生ズベキ

損失トス

第十九條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依ル行爲ニ係ル補償

ノ場合ヲ除クノ外前項ノ規定ニ依ル補償ヲ受クベキ者ハ

管理、使用若ハ收用ニ係ル土地若ハ工作物又ハ當該土地

ニ在ル工作物其ノ他ノ物件ヲ所有シタル者及此等ニ付所

有權以外ノ權利ヲ有シタル者ニ限ル

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ

管理又ハ使用ノ場合ニ在リテハ其ノ期間滿了シ又ハ之ヲ

廢止シタル後ニ、收用ノ場合ニ在リテハ收用ノ後ニ、第

七條第一項前段ノ場合又ハ第七條ハ第一項前段ノ場合
ニ係ル届出アリタルニ因リ同條第二項ハ處分アリタル場
合ニ在リテハ其ノ處分アリタル後ニ、第十九條第一項又

ハ第二項ノ規定ニ依ル行爲ノ場合ニ在リテハ其ノ終了ノ後ニ之ヲ請求スペシ但シ管理又ハ使用ノ場合ニ在リテハ

閑令ヲ以テ定ムル別段ノ時期ニ於テ之ヲ請求スルコトヲ

第十三條第一項ハ規定ニ依ル補償ヲ受クベキ者ハ前項ハ規定ニ依リテ供託シタルモノハ上ニ質權者ト同一ノ権利ヲ有ス

得第十六條第一項ノ規定ニ依ル移轉ニ係ル補償ノ請求ノ時期ニ付テハ閑令ノ定ムル所ニ依ル

事業主補償ノ請求ヲ受ケタルトキハ閑令ノ定ムル所ニ依リ所管大臣ニ對シ補償金額ハ決定ヲ申請スペシ

前項ハ場合ニ於テ所管大臣補償金額ハ決定ヲ爲シタルトキハ事業主及補償請求者ニ之ヲ通知スペシ

第六條ノ規定ニ違反シテ同條ニ掲タル行爲ヲ爲シタル者ニ對シテハ之ニ係ル損失ノ補償ヲ爲ザルコトヲ得

地ニ在ル工作物其ノ他ノ物件ガ知レタル先取特權、質權又ハ抵當權ノ目的タル場合ニ於テハ主務大臣又ハ事業主ハ其ノ權利ノ目的タル物ニ付交付スペキ補償金ヲ供託スベシ

第十四條 管理、使用若ハ收用シタル土地若ハ工作物又ハ當該土

地ニ在ル工作物其ノ他ノ物件ガ知レタル先取特權、質權又ハ抵當權ノ目的タル場合ニ於テハ主務大臣又ハ事業主ハ其ノ權利ノ目的タル物ニ付交付スペキ補償金ヲ供託スベシ

第十七條

土地若ハ工作物ノ管理若ハ使用ガ三年以上ニ至ルトキ

又ハ土地若ハ工作物ノ管理若ハ使用ニ依リ從來用ヒタル

目的ニ供スルコト著シク困難ナルニ至ルトキハ所有者ハ

閑令ノ定ムル所ニ依リ其ノ土地又ハ工作物ノ收用ヲ請求スルコトヲ得但シ空間ヲ管理又ハ使用スル場合ニ於テ土

テモ其ノ權利ヲ行フコトヲ得
第十四條ノ二 所管大臣必要アリト認ムルトキハ事業主ヲシテ閑令ハ定ムル所ニ依リ損失ノ補償ニ充ツベキ擔保ヲ供託セシムルコトヲ得

第十七條ノ二 事業主前三條ノ規定ニ依ル收用ハ請求ヲ受ケタルトキハ閑令ノ定ムル所ニ依リ所管大臣ニ對シ其ノ旨ヲ固

前項ハ届出アリタル場合ニ於テ所管大臣前三條ハ規定ニ依ル請求ヲ相當ト認ムルトキハ事業主ニ對シ收用ヲ命ズベシ

第十八條

收用シタル土地又ハ工作物ハ全部又ハ一部不用ニ歸シ國家總動員法第十五條ハ規定ニ依リ舊所有者又ハ其ノ一般承繼人ガ優先ニ買受タルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣又ハ事業主ハ舊所有者又ハ其ノ一般承繼人ニ對シ其旨及買受ノ價格ヲ通知スベシ此ハ場合ニ於テハ事業主ハ其ノ價格一付豫メ所管大臣ハ決定ヲ受クルコトヲ要ス前項ハ場合ニ於テ主務大臣又ハ事業主舊所有者又ハ其ノ一般承繼人ヲ確知スルコト能ハザルトキハ官報ニ少クトモ二回之ヲ公告スベシ

舊所有者又ハ其ノ一般承繼人第一項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ二月以内又ハ前項ノ第二回ノ公告アリタル日ヨリ六月以内ニ買受ノ通知ヲ爲サザルトキハ其ノ權利ヲ失フ第十五條ハ規定ニ依リ收用シタル整部ニ付テハ他ノ部分ガ不用ニ歸シタル後之ト併セテノミ前三項ハ例ニ依リ優先ニ買受クルコトヲ得

第十九條

主務大臣土地又ハ工作物ハ管理、使用又ハ收用ハ準備ハ爲必要アリトキハ當該官吏ヲシテ土地又ハ工作物ニ立入り測量又ハ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

事業主土地又ハ工作物ハ使用又ハ收用ハ準備ハ爲必要アルトキハ所管大臣ハ許可ヲ受ケ土地又ハ工作物ニ立入り測量又ハ検査ヲ爲スコトヲ得

第二十條

主務大臣又ハ所管大臣ハ管理、使用又ハ收用ニ係ル土地又ハ工作物ニ關シ國家總動員法第三十一條ハ規定ニ依リ報告ヲ微シ又ハ當該官吏ヲシテ管理、使用若ハ收用ニ係ル土地若ハ工作物其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ其ノ土地若ハ工作物ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第二十一條

主務大臣又ハ所管大臣必要アリト認ムルトキハ其ノ所轄スル官衛ノ長又ハ地方長官ヲシテ第六條、第九條、第十六條、第十九條又ハ前條ニ規定スル職權ノ一部ヲ行

第二十二條

本令ニ依リ當該官吏ヲシテ引渡ヲ受ケシメ又ハ立入り測量又ハ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十三條 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ爲シ

タル手續其ノ他ノ行爲ハ土地又ハ工作物其ノ他ノ物件ノ所有者又ハ關係者ノ承繼人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

第二十四條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第二十五條 本令中關令トアルハ軍機保護上其ノ他軍事上特ニ必要アル土地又ハ工作物ノ管理、使用又ハ收用ニ關スル場

合ニ在リテハ陸軍省令又ハ海軍省令トス

前項ノ場合ヲ除クノ外本令中關令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令

トス

本令中官報トアルハ軍機保護上其ノ他軍事上特ニ必要ア

ル土地又ハ工作物ノ管理、使用又ハ收用ニ關スル場合ヲ除クノ外朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督府官報、臺灣ニ在リテ

ハ臺灣總督府報、樺太ニ在リテハ樺太公報、南洋群島ニ在リテハ南洋廳公報トス

本令中不動產登記法トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮不動產登記令、南洋群島ニ在リテハ南洋群島裁判事務取扱令ニ依ルコトヲ定メタル不動產登記法トス

第二十六條 本令中主務大臣トアルハ軍機保護上其ノ他軍事上特ニ必要アル土地又ハ工作物ノ管理、使用又ハ收用ニ關ス

本令ハ昭和十八年三月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、

臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年四月十五日ヨリ之

ヲ施行ス

テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

本令中所管大臣トアルハ左ハ各號ハ一ニ該當スル場合ニ於テハ各其ハ定ムル所ニ依ル

一、工場事業場管理令ニ依リ政府ノ管理ニ係ル工場又ハ事業場ニ必要ナル土地又ハ工作物（第三號ニ掲タルモノヲ除ク）ハ使用又ハ收用ニ關シテハ當該工場又ハ事業場ヲ管

理スル大臣

二、從業者ハ住宅ニ必要ナル土地又ハ工作物ハ使用又ハ收用ニ關シテハ厚生大臣

本令中主務大臣又ハ所管大臣トアルハ第一項ハ場合及前項第一號ハ場合ニ於テ陸軍大臣又ハ海軍大臣ガ工場又ハ

事業場ヲ管理スル大臣タル場合ヲ除クハ外朝鮮、臺灣、

樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺

太廳長官又ハ南洋廳長官トス

本令中地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ

在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、

南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス